

学生が執筆する論文における 研究倫理に関するガイドライン（学生向け）

はじめに

本ガイドラインは、学生（学部生・大学院生）が執筆する論文において遵守すべき研究倫理の最低限の基準を示すものです。学生の皆さんには、研究活動を進める上で、このガイドラインの内容を十分に理解し、倫理的な配慮を怠らないよう努めてください。

本学の学生は、本学が使用する倫理審査のチェックリスト等に基づき、研究内容について指導教員と十分に相談し、許可を得た上で進めてください。

1. 学生の研究の実施と研究倫理審査申請について

以下のいずれかに該当し、研究倫理審査の承認番号が必要な場合に限り、環太平洋大学学術研究推進委員会による研究倫理審査を申請することが可能です。

- 学外の機関から研究倫理審査委員会の承認を求められている研究
- 学会発表や論文投稿などを目的とする研究
- 侵襲性の高い研究（身体的・精神的な負担が大きい可能性のある研究）→原則、実施しないでください。

審査を申請する場合は、指導教員が「研究責任者」、学生本人が「研究実施者」とします。研究責任者は申請手続きを行い、審査結果通知書を研究実施者に返却してください。

2. 研究における倫理的配慮

特に対人調査を行う際は、以下の点に特に注意し、調査対象者の人権とプライバシーを保護してください。ヒトを対象とする研究の場合、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針およびヘルシンキ宣言に則って研究計画を策定してください。

2.1. インフォームド・コンセント（説明と同意）

調査・研究を開始する前に、以下の内容を調査対象者または研究参加者へ事前に十分に説明し、自由な意思に基づいた同意を得てください。

- 調査や研究の目的、方法、手順
 - 調査や研究によって生じる可能性のある便益やリスク
- 対象者への精神的・物理的負担が無いように計画し、指導教員の指導・許可のもと、他の教員のチェック・意見等を求めることも望ましいです。
- 調査や研究の協力を撤回したいと希望された場合は、速やかに応じること

- 調査や研究への協力は任意であり、いつでも撤回可能であること

→データ収集前・収集中・収集後に於いて調査対象者から撤回依頼があった場合は、事前に承諾書をとっておいたとしても速やかに応じてください。研究協力の撤回の際は、如何なる理由であろうと参加者に不利益が生じないよう十分な配慮をしてください。承諾書にその旨も明示しましょう。

2.2. 個人情報の保護

- 調査対象者の氏名、生年月日、居住地（住所等）、所属など、個人を特定できる情報は、他者に漏洩しないように指導教員の指示のもと保管してください。
- 個人が特定できる情報の例として、都道府県名・会社名・団体名・学校名・学級名・学籍番号等が該当します。
- 研究データは原則として、他者に個人が特定できないよう、匿名化して取り扱ってください。方法は、指導教員に確認し、指導教員がいつでも確認できる状態に保管してください。
 - 研究データは、指導教員と相談の上、情報漏洩がないよう厳重に管理し、鍵のかかる場所に保管してください。電子データもパスワード設定や暗号化を行うなど、厳重に管理してください。

2.3. データ管理と保存

収集したデータや調査資料は、指導教員が責任をもって管理し、論文発表から 10 年間は保存することを原則とします。ただし、保存が著しく困難な場合は、学科にて協議を行い、記録を残したうえで対応します。

- 研究成果のもととなった実験データも含みます。
- 有体物に関しては、5 年間の保存を原則とします。
- 保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になるなどのやむを得ない事情がある研究資料は、保管方法を指導教員に相談してください。
- 医療分野や社会調査等、データ等の扱いに特段の規程がある場合はそれに従うこととします。

3. 論文執筆における倫理

3.1. データの公正な取り扱い

- 研究データの捏造、改ざんを行わないでください。
- 研究ノートを作成し、研究過程を記録してください。作成や記入方法に関しては、指導教員の指示に従ってください。

3.2. 盗用・剽窃の防止

- 他者の研究成果や文章を引用する場合は、**引用文献を明記し、引用符（" "）を適切に使用してください。**
- 他者の著作物からの安易な「孫引き」は避けてください。
- 論文の執筆要項に基づき、適切に引用・参照を行い、自身の考えと他者の意見を明確に区別してください。

3.3. 生成 AI の利用について

- 生成 AI を利用する場合は、必ず各学部の共通見解や指導教員の指示に従ってください。
- AI の利用が許される範囲（アイデア出し、文章校正等）と、許されない範囲（論文の大部分を生成されるなど）を十分に理解して活用してください。

補足

- 本ガイドラインに記載のない事項については、各学科の規定や指導教員の指示に従うとともに、不明な点があれば、指導教員に相談してください。
- 調査を実施するにあたり、問合せ窓口は原則研究室に設置してください。学生個人の携帯電話の番号やメールアドレスは使用しないでください。事前に担当教員と相談の上、決定してください。